

平成二十六年三月二十五日提出  
質問第八八号

ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する質問主意書

提出者 鈴木貴子

## ガーナ人男性が強制送還の際に急死した件に関する質問主意書

二〇一〇年、我が国での在留期限が切れ、成田空港から強制送還されることとなったガーナ人男性が、送還される際に急死した件につき、同男性の妻が、男性が急死したのは東京入国管理局の職員による過剰な制圧行為が原因であるとして、国に損害賠償を求めていた訴訟の判決が、本年三月十九日なされた。東京地裁の小林久起裁判長は、入管職員の違法な制圧行為により、同男性が窒息死したことを認定し、国に約五百万円の支払いを命じている。右を踏まえ、以下質問する。

一 今回の判決に対する政府、特に法務省の見解如何。

二 本年三月十九日付朝日新聞夕刊の記事には、ガーナ人男性が猿ぐつわをされるように口をふさがれ、両手首をズボンのベルトに固定されている画像が掲載されている。当時、東京入国管理局として、同男性にこれほど嚴重な制圧を科すことの合理的な理由はあったのか。政府、法務省の説明を求める。

三 ガーナ人男性に対して過剰な制圧行為をした者の官職氏名を明らかにされたい。あわせて、その当時の法務省入管局長並びに東京入管局長の氏名も明らかにされたい。

四 政府、特に法務省として、今回の判決にあるように、ガーナ人男性の死因は東京入国管理局職員による

過剰な制圧行為による窒息死であることを認め、賠償に応じる考えはあるか。

五 今回のガーナ人男性のケースと同様に、在留期限が切れた外国人を本国に送還する際、過剰な制圧行為が科され、死亡者が出たケースは過去にあるか。

六 我が国への違法な在留はきびしく取り締まられるべきであるが、今回のガーナ人男性のケースのような、過剰な制圧行為が科され、死亡者が出る事態は避けられなくてはならないと考える。政府、特に法務省として、今回のケースを機に、入管行政の実態を徹底調査し、改善策を講ずる考えはあるか。

右質問する。